

借 用 書

竜王町社会福祉協議会長 様

申請者（住 所） 竜王町大字

（所 属）

（氏 名）

（連絡先）

下記の内容により物品を借用します。

記

1. 借用物品名	
2. 借用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
3. 借用目的	(月 日/午前・午後・1日 開催)
4. 使用場所	(例：集会所、ふれあい広場など)

※貸出しの申請は、使用日の3ヶ月前から可能とする。
借用期間は原則として最長7日間とする。

裏面も
お読みください。

..... 借用・返却時の相互確認欄

※借用者欄はフルネームでお願いします。

貸出物品の内容（物品名・数量など）	受渡日	受渡確認者	
※社協担当者が貸出物品および備品の数量等を記入します。	貸出日 月 日	借用者	
		社 協	
	返却日 月 日	借用者	
		社 協	

貸 出 前	局長	GL	地域福祉 G	担当	貸 出 後	GL	担当

使用条件

- (1) 紅白幕は、1枚につき貸出料として500円を頂戴します。
紅白幕以外は無料です。
- (2) 物品を借用する方は、次の各号に掲げる事項を遵守してください。
 - ① 目的に反して利用し、譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供してはならない。
 - ② 物品使用の際は安全に努め使用するものとし、使用時に使用者及び第三者に損害を与えた場合は、申請者が使用者及び第三者に対しその一切の責任を負うものとする。
 - ③ 申請者以外が物品を使用されて損害が生じた場合であっても、申請者がその一切の責任を負うものとする。
 - ④ 物品の紛失及び汚損があった場合は、申請者が直ちに社協へ報告すると共に弁償するものとする。ただし、経年変化による汚損については、対象としない。
 - ⑤ 物品を返却するときは、物品を清掃し、次の利用のためその保全に努めなければならない。